

感染症発生時における事業継続計画（BCP）

社会医療法人平成醫塾
訪問看護リハビリステーション 和来る

第 I 章 総則

1 目的

本計画は、感染症の感染者（感染疑いを含む）が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

2 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

① 利用者の安全確保	利用者は重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。
② サービスの継続	利用者の健康・身体・生命を守る機能を維持する。
③ 職員の安全確保	職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

3 主管部門

本計画の主管部門は、法人代表理事とする。

第Ⅱ章 平時からの備え

対応主体の決定、計画のメンテナンス・周知と、感染疑い事例発生時の緊急時対応を見据えた事前準備を、下記の体制で実施する。

1 対応主体

法人代表理事のもと、一丸となって対応する。

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項
(1) 体制構築・整備	全体を統括する責任者・代行者を選定 <input type="checkbox"/> 意思決定者、担当者の決定
(2) 感染防止に向けた取組の実施	必要な情報収集と感染防止に向けた取組の実施 <input type="checkbox"/> 感染症に関する最新情報（感染状況、政府や自治体の動向等）の収集 <input type="checkbox"/> 訪問スタッフに対して基本的な感染症対策の徹底 ・全利用者にスタンダードプリコーションの徹底 ・個人用防護具（PPE）の使用場面の周知・徹底 ・感染症疑いの利用者が発生した場合の対応の周知 <input type="checkbox"/> 職員の体調管理・報告 ・職員、利用者の体調管理を徹底し、体調の変化がみられる場合は速やかに適切な処置を行う。 <input type="checkbox"/> 利用者・家族に対して感染防止策の指導 <input type="checkbox"/> 介護サービス関係者等に対して感染防止策の指導 <input type="checkbox"/> 組織変更・人事異動・連絡先変更等の反映 ・緊急連絡網の作成
(3) 防護具、消毒液等備蓄品の確保	<input type="checkbox"/> 保管先・在庫量の確認 <input type="checkbox"/> 防護具・消毒液等の資材の確保 ・利用者数やケア内容を想定して必要量を想定と確保
(4) 研修・訓練の実施	定期的に以下の研修・訓練等を実施、BCPの見直し <input type="checkbox"/> 業務継続計画（BCP）を関係者で共有 <input type="checkbox"/> 業務継続計画（BCP）の内容に関する研修 学研 eラーニング 訪問看護サポート「BCP作成」 <input type="checkbox"/> 業務継続計画（BCP）の内容に沿った訓練 （シミュレーション）
(5) BCPの検証・見直し	<input type="checkbox"/> 最新の動向や訓練等で洗い出された課題をBCPに反映 ・国の指示があった場合、研修や訓練において課題を把握した場合等、必要に応じて本計画を見直すこととする。

第Ⅲ章 初動対応

感染疑い者が発生した際の初動対応について、迅速な対応ができるよう準備しておく。

1 対応主体

法人代表理事の統括のもと、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	橋本 洋一	相澤 律子
医療機関、受診・相談センター、保健所、自治体への連絡	橋本 洋一	相澤 律子
利用者・家族等への情報提供	秋山 悦子	相澤 律子
感染拡大防止対策に関する統括	ICN 嶋倉昌貴	相澤 律子

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項
(1) 第一報	<input type="checkbox"/> 管理者へ報告 ・感染疑いが発生した場合は、速やかに管理者に報告する <input type="checkbox"/> 地域での身近な医療機関、受診・相談センター、保健所へ連絡 <input type="checkbox"/> 事業所内・法人内の情報共有 ・速やかに状況について情報を共有し感染拡大に注意する <input type="checkbox"/> 指定権者（自治体）への報告 <input type="checkbox"/> 担当の居宅介護支援事業所への報告 ・利用者が利用しているすべてのサービス事業者と情報を共有する <input type="checkbox"/> 家族への報告 ・利用者の状態や症状の経過、受診・検査の実施等の今後の情報の共有に努める
(2) 感染疑い者への対応	【利用者】 <input type="checkbox"/> サービス提供の検討 <input type="checkbox"/> 医療機関受診

第IV章 感染拡大防止体制の確立

感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。

1 対応主体

以下に役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	橋本 洋一	相澤 律子
関係者への情報共有	橋本 洋一	相澤 律子
感染拡大防止対策に関する統括	ICN 嶋倉昌貴	相澤 律子
業務内容検討に関する統括	相澤 律子	成田 伸夫
勤務体制・労働状況	相澤 律子	成田 伸夫
情報発信	秋山 悦子	相澤 律子

2 対応事項

感染拡大防止体制の確立における対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項
(1) 保健所との連携	<input type="checkbox"/> 濃厚接触者の特定（積極的疫学調査）への協力 <input type="checkbox"/> 感染対策の指示を仰ぐ
(2) 濃厚接触者への対応	【利用者】 <input type="checkbox"/> ケアの実施内容・実施方法の確認 【職員】 <input type="checkbox"/> 苫小牧東病院の感染症マニュアルに準ずる
(3) 職員の確保	<input type="checkbox"/> 事業所内での勤務調整、法人内での人員確保
(4) 防護具、消毒液等の確保	<input type="checkbox"/> 在庫量・必要量の確認 ・備蓄品の在庫量を確認しておく。 ・利用者の状況等から必要時の備蓄品の見通しを立てておく。 <input type="checkbox"/> 調達先・調達方法の確認 ・苫小牧東病院と連携することで、非常時の調達先を確保しておく。 （※法人に準ずる）
(5) 情報共有	<input type="checkbox"/> 事業所内・法人内での情報共有 ・法人内・事業所内において情報共有が漏れなくできる体制を構築する。 <input type="checkbox"/> 利用者・家族との情報共有 <input type="checkbox"/> 自治体（指定権者・保健所）との情報共有 <input type="checkbox"/> 関係業者等との情報共有 ・地域内における医療機関や他サービス事業所等にも必要に応じて、情報を提供する。 ・休業の有無、休業期間、休業中の対応、再開の目安等について、関係者との情報共有に努める。

項目	対応事項
(6) 業務内容の調整	<input type="checkbox"/> 提供サービスの検討（継続、変更） <ul style="list-style-type: none"> ・感染対策策を徹底しながら、最低限必要なサービス提供を継続できるよう努める。 ・平時より非常時に優先すべきサービスの内容を検討しておく。
(7) 過重労働・メンタル対応	<input type="checkbox"/> 労務管理 <ul style="list-style-type: none"> ・職員の感染状況に応じて、勤務可能な職員をリストアップし、調整する。 ・職員の不足が見込まれる場合は、早めに応援職員の要請も検討する。（※上記とともに、苫小牧東病院看護部と調整する） ・可能な限り長時間労働を予防する。 ・一部のスタッフへの業務過多のような、偏った勤務とならないように配慮する。 <input type="checkbox"/> 長時間労働対応 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に勤務実績を確認し、長時間労働とならないように努める。 ・連続した長時間労働が余儀なくされる場合、必要最低限の休日が確保できるようシフトを組むこととする。 <input type="checkbox"/> コミュニケーション <ul style="list-style-type: none"> ・スタッフ同士の声掛けやコミュニケーションを大切にし、心身の不調には早めに気づける職場づくりに努める。 <input type="checkbox"/> 相談窓口 <ul style="list-style-type: none"> ・苫小牧東病院に準ずる
(8) 情報発信	<input type="checkbox"/> 関係機関・地域・マスコミ等への説明・公表・取材対応

<更新履歴>

更新日	更新内容
2025年4月1日	策定